

市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱

市川市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱（平成25年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、スマートハウス関連設備を導入した者等に対し、予算の範囲内において、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 市内にある次に掲げる住宅（その一部を店舗、事務所等の用に供する住宅を含む。）をいう。

ア 一戸建ての住宅

イ 共同住宅

(2) スマートハウス関連設備 別表第1の左欄に掲げる設備の種類に応じ、同表の右欄に掲げる設備の要件を満たすものをいう。

(3) 補助対象設備 未使用のスマートハウス関連設備で、建築物、電気設備、ガス設備、水道設備及び道路運送車両に関する法令に準拠しているものをいう。

（補助対象設備を導入する住宅）

第3条 補助対象設備を導入する住宅は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 補助対象設備が住宅用太陽光発電設備である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 次のいずれかに該当すること。

- (ア) 補助対象設備を設置した者が所有し、かつ、居住する住宅
 - (イ) 補助対象設備を設置した者以外の者が所有する住宅であって、当該補助対象設備を設置した者が居住するもの
 - (ウ) 補助対象設備を設置した者が自己の居住の用に供するために新築した住宅
 - (エ) 住宅建設業者等が補助対象設備を設置した住宅であって、次条の規定により補助金の交付の対象となる者が自己の居住の用に供するために購入したもの
- イ 住宅用太陽光発電設備の設置に係る工事を次のいずれかに該当する者に請け負わせるものであること。
- (ア) 市内に住所を有する個人であって、事業所得に係る申告をしているもの
 - (イ) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (2) 補助対象設備が家庭用燃料電池システム（エネファーム）である場合 前号アに掲げる要件を満たすものであること。
- (3) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムである場合 次に掲げる要件を満たすものであること。
- ア 住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。）を設置していること。
 - イ 第1号アに掲げる要件を満たすものであること。
- (4) 補助対象設備が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。
- ア 前号アの住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。
 - イ 補助対象設備を購入した者自らが居住する住宅であること。
- (5) 補助対象設備がV2H充放電設備である場合 次に掲げる要件を満たす

ものであること。

ア 第3号アの住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。

イ 第1号アに掲げる要件を満たすものであること。

(6) 補助対象設備が集合住宅用充電設備である場合 次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 既存の共同住宅又は長屋(以下「マンション等」という。)であること。

イ マンション等に属する駐車場(平置き駐車場、立体自走式駐車場、機械式駐車場等をいう。)における充電設備としてその居住者が利用することができること。

ウ マンション等の居住者以外の者が充電設備を利用することができる場合にあっては、当該充電設備を設置するマンション等の敷地の外から、当該居住者以外の者が当該充電設備を利用することができる旨の記載がされた案内板を確認することができること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助金の交付を申請する日の属する年度(第9条第4項において「申請年度」という。)の初日から同項に規定する申請期限までに、前条(第1号ア(エ)及び第4号を除く。)に掲げる要件を満たす住宅に補助対象設備を設置するための工事を開始し当該工事を完了した者(第9条第2項第9号において「補助対象設備設置者」という。)、前条第1号ア(エ)に掲げる要件を満たす住宅を購入した者で当該期間内に当該住宅の引渡しを受けたもの(同項第10号において「住宅購入者」という。)又は同条第4号に掲げる要件を満たす住宅に当該期間内に電気自動車等を導入した者(同項第9号において「電気自動車等導入者」という。)であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 個人(集合住宅用充電設備を設置する者を除く。)にあっては、本市に居住し、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく記録をされていること。

- (2) 当該者及び当該者と同一の世帯に属する者（未成年者及び集合住宅用充電設備を設置する者と同一の世帯に属する者を除く。）が本市に納付すべき市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象設備の導入に係る費用を負担し、当該補助対象設備を所有していること。（所有権留保付きローン（残価設定型のローンを含む。）により補助対象設備を購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより補助対象設備（住宅用太陽光発電設備を除く。）を導入し、所有者がリース事業者である場合を含む。）。
- (4) 第3条第1号の住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム又はV2H充放電設備を設置した場合において、当該者以外の者が住宅を所有するとき又は住宅がその者との共有に属するときは、当該者以外の全ての住宅の所有者から、住宅に補助対象設備を設置することについて同意を得ていること。
- (5) 第3条第3号の定置用リチウムイオン蓄電システムを設置した場合にあっては、当該設置をした者又はその者と同一の世帯に属する者が当該定置用リチウムイオン蓄電システムについて千葉県が実施する同じ種類の補助を受けていないこと。
- (6) 補助対象設備（住宅用太陽光発電設備を除く。）をリースにより導入した場合にあっては、リース契約が次に掲げる要件を満たすものであること。
 - ア 月額リース料金が補助金相当分を減額した金額となっていること。
 - イ 契約の期間が第15条第2項に規定する財産処分制限期間以上であること又は契約の期間終了後に当該補助対象設備を導入した者が当該補助対象設備を購入する契約となっていること。
- (7) 集合住宅用充電設備を設置した場合にあっては、集合住宅用充電設備を設置する者がマンション等の管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備（居住者のみが利用することができる集合住宅用充電設備を除く。）に係るクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付要綱（令和5年1月11日20221219財製第

4号)及びこれに基づく規程(別表第2において「国要綱等」という。)に定める補助金(以下この号、第9条第2項第16号及び別表第2において「国補助金」という。)の交付決定を受けていること。ただし、当該交付決定後に一般社団法人次世代自動車振興センターに変更の申請をしている場合にあつては、国補助金に係る額の確定を受けていること。

(8) 補助対象設備(住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム(エネファーム)及び定置用リチウムイオン蓄電システム(これらのうち第15条第2項に規定する財産処分制限期間を経過したものに限る。)、電気自動車等並びに集合住宅用充電設備を除く。)を設置する場合にあつては、当該補助対象設備を設置した住宅において、当該補助対象設備と同じ種類の補助対象設備に対し、当該者又は当該者と同一の世帯に属する者が本要綱に基づく補助を受けていないこと。

(9) 補助対象設備(電気自動車等に限る。)を導入した場合にあつては、当該補助対象設備を導入した住宅において、当該者が当該補助対象設備と同じ種類の補助対象設備に対し、本要綱に基づく補助を受けていないこと。

(10) 集合住宅用充電設備を設置した場合にあつては、同一の工事に対し、本要綱に基づく補助を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象設備(住宅用太陽光発電設備を除く。)の導入をリースにより行う場合は、同項の規定により補助金の交付の対象となる者とリース事業者(本市に納付すべき市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税を滞納していない者に限る。)が共同で補助対象設備の導入を行うものとし、これらの者を補助対象者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるとき又は国その他の団体による補助を受けることができ、若しくは受けたことがあるときは、これらに相当する額を控除した額を補助対象経費とする。

第6条及び第7条 削除

(補助金の交付の制限)

第8条 住宅用太陽光発電設備、家庭用燃料電池システム（エネファーム）若しくは定置用リチウムイオン蓄電システム（以下この項において「住宅用太陽光発電設備等」という。）又はV2H充放電設備に係る補助金の交付は、補助対象設備の種類ごとに、一の住宅につき1回（共同住宅の専有部分において利用する補助対象設備の設置にあつては、1戸につき1回）限り行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が住宅用太陽光発電設備等又はV2H充放電設備を設置する場合

(2) 過去に補助金の交付を受けて住宅用太陽光発電設備等を設置した者であつて、当該者が当該住宅用太陽光発電設備等を取得した日から起算して当該住宅用太陽光発電設備等に係る第15条第2項に規定する財産処分制限期間を経過した後に当該住宅用太陽光発電設備等と同じ種類の住宅用太陽光発電設備等を設置する場合

2 電気自動車等に係る補助金の交付は、電気自動車等を導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者1人につき1回に限り行うものとする。

3 集合住宅用充電設備に係る補助金の交付は、集合住宅用充電設備の種類ごとに、同一の工事につき1回限り行うものとする。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の申請書は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請書（様式第1号（その1））によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象設備を導入した住宅（住宅建設業者等から補助対象設備が設置されている住宅を購入し、その引渡しを受けた場合にあっては、当該住宅）の所在を示す地図

- (2) 補助対象者（集合住宅用充電設備を設置する者を除く。）に係る住民票の写し
- (3) 補助対象設備を設置した住宅が第3条に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (4) 第4条第1項第2号に規定する事項を証する書類
- (5) スマートハウス関連設備に関する請負費（領収証）の内訳（様式第1号（その2））
- (6) 市川市スマートハウス関連設備導入費補助金に係る補助対象設備の概要（様式第1号（その3））
- (7) 第4条第1項第4号に規定する場合にあっては、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付申請に係る同意書（様式第2号）
- (8) 第1号に規定する住宅が賃貸住宅である場合にあっては、当該住宅の賃貸借契約書の写しその他これに類する書類（補助対象設備が電気自動車等又は集合住宅用充電設備である場合を除く。）
- (9) 補助対象設備設置者及び電気自動車等導入者にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備の仕様が確認できる書類
 - イ 補助対象経費の内訳が確認できる契約書又は注文書等の写し（リース契約に基づき補助対象設備を導入した場合にあっては、リース事業者が購入した補助対象整備の購入費及び工事費を確認することができる書類及びリース契約書の写し。次号イにおいて同じ。）
 - ウ 補助対象設備の設置に係る工事の着工日及び完了日が確認できる書類（補助対象設備が電気自動車等である場合を除く。）
 - エ 電気自動車等又はV2H充放電設備を導入する場合にあっては、自動車検査証記録事項の写し
- (10) 住宅購入者にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備の仕様が確認できる書類
 - イ 補助対象経費の内訳が確認できる契約書又は注文書等の写し

ウ 第1号に規定する場合にあっては、購入した住宅の引渡しが行われた日
を確認できる書類

(11) 国その他の団体による補助を受けることができ、又は受けたことがある
場合にあっては、その額が確認できる書類

(12) 補助対象経費に係る領収証等の写し（リースにより補助対象設備を導入
する場合を除く。）

(13) 補助対象設備を所有していることを確認できる書類

(14) 補助対象設備が未使用であることを証する書類（補助対象設備が電気自
動車等である場合を除く。）

(15) 補助対象設備の設置の状況が確認できる写真（電気自動車等を導入する
場合にあっては、保管場所において撮影した写真）

(16) 集合住宅用充電設備を導入した場合にあっては、次に掲げる書類

ア 一般社団法人次世代自動車振興センターに提出した国補助金に係る交
付申請書類一式及び交付決定書類の写し並びに実績報告書類一式の写し
（国補助金の交付の申請をしている場合に限る。）

イ 一般社団法人次世代自動車振興センターに国補助金に係る変更の申請
をした場合にあっては、国補助金の額の確定書類一式の写し

ウ マンション等の居住者以外の者が集合住宅用充電設備を利用すること
ができる場合にあっては、マンション等の敷地の外から撮影した居住者
以外の者が集合住宅用充電設備を利用することができる旨の記載がされ
た案内板及び当該案内板の周囲の景観が確認することができる写真

エ 申請者がマンション等の管理組合である場合にあっては、次に掲げる
書類

(ア) 当該管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し

(イ) 法人格のないマンション等の管理組合である場合にあっては、代表
者の本人確認書類の写し

オ 申請者がマンション等の所有者である場合にあっては、当該所有
者の本人確認書類

カ 既存のマンション等であることを証する書類

キ 集合住宅用充電設備の所有者及びマンション等の管理組合が法人である場合にあっては、登記事項証明書

(17) リースにより補助対象設備を導入する場合にあっては、貸与料金の算定根拠明細書（様式第1号（その4））及びリース事業者の登記事項証明書その他の当該リースに係る事業を営んでいることを確認することができる書類

(18) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項第2号及び第4号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、第1項の申請書を提出した者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 申請年度の2月末日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い当該休日以外の日）

(2) 住宅用太陽光発電設備に係る補助金のみの申請を行う場合 申請年度の3月末日（その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い当該休日以外の日）

（審査）

第10条 規則第4条第1項の規定による審査は、前条第1項の申請書の提出を受けた順に行うものとする。ただし、同時に2以上の申請書の提出を受けたときは、抽選により審査を行う順序を決定し、審査を行うものとする。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備（電気自動車等を除く。以

下この号において同じ。)については、補助金の交付の決定を受けた日の属する月の初日から起算して当該補助対象設備に係る第15条第2項に規定する財産処分制限期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(2) 補助金の交付を受けて導入した電気自動車等については、当該電気自動車等に係る自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日の属する月の初日から起算して第15条第2項に規定する財産処分制限期間（電気自動車等に係るものに限る。）を経過するまでの間、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

(3) 前2号の場合において、市長の承認を受けて補助対象設備を処分したときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(4) 補助金の交付を受けて設置した補助対象設備の利用について、市長が行う調査に協力すること。

(5) 前3号に掲げる条件に違反した場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(決定の通知)

第12条 規則第6条の規定による通知は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付可否決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(交付の請求)

第13条 規則第16条の交付請求書は、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付請求書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の請求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(決定の取消し)

第14条 規則第18条第3項の規定による通知は、市川市スマートハウス関

連設備導入費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により行うものとする。

（財産処分の制限）

第15条 規則第21条第2号の市長が定めるものは、補助金の交付を受けて取得した補助対象設備とする。

2 規則第21条ただし書に規定する市長が定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年数とする。

(1) 住宅用太陽光発電設備 17年

(2) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電システム 6年

(3) 電気自動車等 4年

(4) V2H充放電設備及び集合住宅用充電設備 5年

3 補助金の交付を受けた者は、第11条第1号又は第2号の市長の承認を受けようとするときは、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金財産処分承認申請書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、市川市スマートハウス関連設備導入費補助金財産処分（承認・不承認）通知書（様式第7号）により通知するものとする。

5 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により財産処分を承認する決定の通知を受けたときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還しなければならない。ただし、天災、本人の責めに帰さない事故その他の市長がやむを得ないと認める事由により、当該補助金の交付を受けた者が第11条第1号又は第2号に掲げる条件に該当しないこととなった場合は、市長は、返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 交付を受けた補助金の額

- (2) 財産処分制限期間の月数に対する財産処分をした日から財産処分制限期間が満了する日までの月数（その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）の割合

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成26年6月26日から施行し、改正後の市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

（市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の廃止等）

- 2 市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成18年4月1日施行）は、廃止する。
- 3 平成26年4月1日前に交付決定された前項の規定による廃止前の市川市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第1条に規定する補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

（経過措置）

- 4 平成26年4月1日前に交付決定された改正前の市川市住宅用省エネルギー設備設置費補助金交付要綱第1条に規定する補助金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、平成26年8月4日から施行し、改正後の第5条の規定は、同年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による書類については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年11月6日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月27日から施行し、改正後の市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日以後の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成29年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金に

ついて適用し、平成28年度分までの市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備設置費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金について適用し、同日前の申請に係る市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について適用し、令和3年度分までの市川市スマートハウス関連設備設置費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について適用し、令和4年度分までの市川市スマートハウス関連設備導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市スマートハウス関連設備導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について適用し、令和6年度分までの市川市スマートハウス関連設備導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の市川市スマートハウス関連設備導入費補助金について適用し、令和7年度分までの市川市スマートハウス関連設備導入費補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

設備の種類	設備の要件
住宅用太陽光発電設備	<p>太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、次に掲げる要件を満たすもののうち、設置された住宅において電気の全部又は一部が自家消費されるもの</p> <p>(1) 太陽電池の出力を監視する等により、全自動運転（自動起動・自動停止）を行うものであること。</p> <p>(2) 太陽電池モジュールの性能及び安全性について、次の規格等のいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 国際電気標準会議の規格又は日本産業規格に適合しているもの</p> <p>イ 一般財団法人電気安全環境研究所の認証を受けているもの</p> <p>ウ 一般社団法人太陽光発電協会 J P E A 代行申請センターにおいて設備認定に係る型式登録がされているもの</p>
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであって、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、L P ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもの（停電時自立運転機能を有するものに限る。）</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>国が令和6年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであって、リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をい</p>

	<p>う。以下同じ。)で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市川市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。 (5) 自動車検査証の用途が「乗用」であり、かつ、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪であること。
<p>プラグインハイブリッド自動車</p>	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市川市内にあること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。

	<p>(4) 国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリット自動車であること。</p> <p>(5) 自動車検査証の用途が「乗用」であり、かつ、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪であること。</p>
V2H充放電設備	<p>電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの</p>
集合住宅用充電設備	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次に掲げる設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているもの</p> <p>(1) 急速充電設備（電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する1基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 普通充電設備（漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、1基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備（主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた1基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で、充電コネクタ、ケー</p>

	<p>ブルその他の装備一式を備えたものをいう。以下同じ。)</p> <p>(4) 充電用コンセント（電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。以下同じ。)</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド（充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。以下同じ。)</p>
--	--

別表第2（第5条関係）

設備の種類	補助対象経費	補助金の額
住宅用太陽光発電設備	太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー（インバータ・保護装置）、その他附属機器（計測・表示装置、接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	太陽電池モジュールの公称最大出力（キロワットを単位とする。）の合計値（当該合計値に小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）に50,000円を乗じて得た額又は補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）のいずれか少ない額とし、225,000円を限度とする。
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び附属品（給湯器、リモコン等）の購入費及び工事費（据付・配線・配管工事等）	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、100,000円を限度とする。
定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び附属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費及び工事費（据付・配線工事等）	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、70,000円を限度とする。
電気自動車	電気自動車本体の購入費	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3条第3号アの住宅用太陽光発電設備のみが設置されている場合にあつては100,000円、当該住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置されている場合にあつては150,000円を
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、第3条第3号アの住宅用太陽光発電設備のみが設置されている場合にあつては100,000円、当該住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備が設置されている場合にあつては150,000円を

		限度とする。
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費	補助対象経費として支出した額に10分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、250,000円を限度とする。
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費	補助対象経費として支出した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、居住者のみが当該補助対象設備を利用することができる場合にあっては当該補助対象設備の購入費に係る国補助金の額（国補助金の交付を受けない場合にあっては、国要綱等を適用するとしたならば算定されることとなる国補助金の額）に3分の1を乗じて得た額（当該額が500,000円を超える場合にあっては、500,000円に設置する充電設備の基数（複数口の充電設備にあってはその口数）を乗じて得た額）、居住者以外の者が当該補助対象設備を利用することができる場合にあっては当該補助対象設備の購入費に係る国補助金の額に3分の2を乗じて得た額（当該額が1,000,000円を超える場合にあっては、1,000,000円に設置する充電設備の基数（複数口の充

		電設備にあってはその口数)を乗じて得た額)を限度とする。
--	--	------------------------------